



自転車購入を補助します

問商工観光課 ☎・有(582)1131 FAX(582)6947

4月1日以降に市内登録店舗で自転車を購入した場合に、補助を行います。登録店舗や必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。



個人向け補助金

補助対象自転車	規格	補助金額(率)	条件
幼児同乗用自転車	(一社)自転車協会が定める「自転車協会認証」対象の自転車で、幼児が同乗できる座席を装備しているもの	上限7,500円 (20%)	申請時に6歳未満の幼児と同居
普通自転車	三輪自転車または(一社)自転車協会認証対象の自転車 ※シティサイクル自転車(ママチャリ)		申請時に50歳以上
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に定める基準を備えたもの	上限15,000円 (20%)	—
スポーツ用自転車	日本産業規格(JIS)D9111:2016の ・一般用自転車(スポーティ車)に分類されるもの ・スポーツ専用自転車に分類されるもの		購入費用75,000円以上

甲市内登録店舗で購入後、5月1日(水)から直接、上記へ申し込み(予算に達し次第終了します)。

他・市内に本社・店舗などを置く事業者向け自転車購入補助金申請も、同時に受付開始します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。車種を問わずヘルメットの着用に努めてください。



事業者向け補助金

新婚生活を応援します

問企画政策課 ☎・有(582)1162 FAX(582)0539

経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、住居費、引っ越し費用およびリフォーム費用の一部を助成します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。

対下記のすべてに該当する世帯

- 申請時、夫婦の両方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所(市内)である
- 令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている
- 婚姻日現在、年齢が夫婦ともに39歳以下である
- 令和5年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が、500万円以下(令和6年5月31日までに交付申請した場合は、令和4年分の合計所得金額)
- 夫婦の両方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理および難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること
- 過去にこの補助金を受けたことがない
- 夫婦のいずれも、市税などの滞納がない

補助対象経費(4月1日以降に発生した費用)

- 住居費：結婚を契機に市内で物件を新築・購入または賃借する費用(家賃、敷金、礼金など)
- 引っ越し費用：結婚を契機に市内の住宅へ引っ越しする際に、引っ越し業者または運送業者に支払った費用
- リフォーム費用：結婚を契機に市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用

補助金額 1世帯当たり最大30万円

※夫婦ともに29歳以下で、2世代同居(新婚世帯とその親)の場合は最大60万円

甲上記へ申し込み(予算に達し次第終了します)。



ホームページ